

第二共和政ポーランドにおける議会政治の幕開けと民族的少数派(2) -東ガリツィア・ユダヤ人の選択-

著者	安井 教浩
雑誌名	長野県短期大学紀要
巻	64
ページ	137-154
発行年	2009-12
URL	http://id.nii.ac.jp/1118/00000016/

第二共和政ポーランドにおける議会政治の幕開けと民族的少数派(2)

— 東ガリツィア・ユダヤ人の選択 —

The East Galician Jews' Engagement in the 1922 Parliamentary Elections and Presidential Elections in Poland. (2)

安井 教 浩 Michihiro YASUI

目 次

- I はじめに
- II 東ガリツィアのゆくえ
 - 1 第一次世界大戦後の国際関係における東ガリツィア
 - 2 東ガリツィアの自治とユダヤ人
- III 「民族的少数派ブロック」成立とその背景
 - 1 選挙法をめぐる(以上、第62号)
 - 2 「民族的少数派ブロック」成立せり!(以下本号)
 - 3 東ガリツィア・ユダヤ人の決意
- IV 第一議会選挙と「ユダヤ議員団」の登場
 - 1 選挙の諸相
 - 2 「ユダヤ議員団」の結成
- V ナルトーヴィチの大統領選出
 - 1 大統領選出をめぐる政治劇
 - 2 「ユダヤ人の大統領」?
- VI 大統領の死とその後 — むすびにかえて

III 「民族的少数派ブロック」成立とその背景

2 「民族的少数派ブロック」成立せり!

戦間期ポーランドにおける本格的な議会政治の幕開けを告げる1922年の上下両院選挙を前に、ユダヤ人、ドイツ人、ウクライナ人¹⁾、ベラルーシ人、ロシア人による統一選挙リスト「民族的少数派ブロック」(Blok mniejszości narodowych)が結成されたとの報せは、ポーランド人社会に大きな驚きをもって迎えられた。第一次世界大戦後、新生のポーランド国家の住民となったこれら非ポーランド系の諸民族は、いずれも少数派の立場に置かれ、民族的な諸権利に大きな制約が課された点では共通していたものの、居住する領域のみならず、民族的な大望やそれぞれが抱える社会的・文化的な諸問題などにおいて少なからぬ相違が見られ、さらには相互の感情的懸隔を乗り越えることすら容易でないと見られていたからである。またこれら「民族的少数派」(mniejszości narodowe)は、それぞれの内部においても政治的に分裂し、左右に跨る多様な党派を擁していた。そうした諸民族・諸党派が、たとえ選挙での不利を補う唯一の方策とは言え、民族的な利害や政治的イデオロギーの違いを棚上げにして統一的な

歩調をとることは、確かに大きな困難をとまなうものだったのである。しかし、大方の予想を裏切り「民族的少数派ブロック」は成立した。同ブロックの結成は、その知らせを耳にしたポーランド人政治家たちが「それでも最後の瞬間まで信じられなかった」との言葉を漏らしたように²⁾、一般の目に俄かには信じがたい出来事として映ったのである。

さらに、まもなく実施された議会選挙で、「民族的少数派ブロック」は大きな勝利を手にする。これは国際的にも大きな反響を呼び、国外のユダヤ系各紙もこれを熱心に報道した³⁾。そして、同ブロックの成立と選挙での成功は、いずれも複雑な民族問題を抱えていた戦間期の東中欧諸国における少数派の諸民族に、それぞれが居住する国家において議会政治と相対するひとつの範を示すものともなったのである⁴⁾。

ところで、実現の見込みは薄いと一般には考えられていた「民族的少数派ブロック」がどうして結成の運びに至ったのであろうか。同ブロックを誕生させたのは、同時代の誰もが認めたように、1922年7月28日に制定された選挙法であった⁵⁾。本稿(III-1)で検討したように、新たに制定された選挙法は、ポーランド人口の3分の1(民族的少数派の主張するところでは「ほぼ40%」)を占める非ポーランド系の諸民族から議会政治に参与する機会を奪う明白な意図をもって作成されていた。例えばユダヤ人の場合、中部の諸県では都市とその周辺の農村地域を巧みに抱き合わせにして選挙区が設けられたことが致命的となっていた。都市に集住する傾向の強いユダヤ人の票の重みは、ポーランド人農民の多い農村票によって減じられるためである。一方、ウクライナ人やベラルーシ人など非ポーランド系の住民が圧倒的に多く、しかもそのほとんどが農村に住む東部諸地域に関しては、逆に農村における票の意義を薄めるため、ポーランド人住民が比較的が多い都市部をなるべく多く包摂するよう、ひとつの選挙区が出

来る限り広領域におよぶように設定されたのである。その結果、東部に設けられる選挙区の数は少なくなり、このことはまた、ウクライナ人とベラルーシ人から、全国区での議席獲得の可能性を奪うものとなった。なぜなら、下院選挙の場合、全国区の枠（444議席のうち72議席）を利用してその議席配分に与ることができるのは、少なくとも6つの選挙区で議席を獲得した選挙リストのみと定められていたからである。

こうした制度の下では、もしそれぞれの民族が個別に選挙に臨むならば、獲得が見込める議席はたかが知れていたし、ましてや同じ民族内で諸党派に分裂したまま票を争う事態ともなれば、その結果は絶望的なものとなる。いまだ審議中とはいえ、選挙法の輪郭が明らかになるにつれて、非ポーランド系諸民族の政治指導者たちは危機感を募らせていった。そうした状況の中で、「民族的少数派ブロック」の創設を提唱したのは、ドイツ人の政治指導者エルヴィン・ハスバッハ(E.Hasbach)であったと言われる。彼は、憲法制定議会でドイツ人議員を率い、ユダヤ人議員とも協力した経験をもつ人物である。しかし、実際に同ブロックの組織化に向けて中心的役割を演じたのは、旧ロシア領ポーランド・シオニストの指導者イザーク・グリュンバウム(I.Grünbaum)であった⁶⁾。ブロックの結成に向けた本格的な協議が開始されたのは、議会での選挙法の可決がほぼ確実となった1922年7月に入ってまもなくの頃と見られる⁷⁾。

ところが、合意に至るまでの道のりは平坦ではなかった。ポーランド人に劣らず反ユダヤ的な感情を鬱積させていたウクライナ人やベラルーシ人の指導者の間には、ユダヤ人との協力には面白からぬ思いを抱く者もいたし、他方、ユダヤ人の側にも、大戦直後におけるポグロム（ユダヤ人に対する集団的暴行）に加担した勢力が一部入り込んでいると考えられるこれらスラヴ系の諸民族との提携には心理的な鋭い反発が見られたからである。また、多くは農村の民として暮らすウクライナ人やベラルーシ人の間で強い影響力をもつ左派の諸党派は、主に都市に居住し、職業構成においても商工業への偏りをもつユダヤ人やドイツ人のような、いわばブルジョワ的な民族との連携には逡巡していた。しかし、統一選挙

リストへの参加を拒んだ場合、彼らを待ち受けるのは、国政の中心となる下院(Sejm)に自らの代表をもたないが故に自分たちの主張は一顧だにされず、次々と制定されてゆく法を一方的に突きつけられてゆく自民族の惨めな姿であろう。8月17日、紆余曲折を経て、ユダヤ人、ドイツ人、ウクライナ人、ベラルーシ人、ロシア人指導者の間で、ついに統一選挙委員会設立についての合意が交された。「民族的少数派ブロック」の誕生である。

しかし、この時点ではまだこれら諸民族のすべての主要な党派がブロックに加わっていたわけではない。例えば、ユダヤ人の場合でも、統一選挙委員会設立に合意したのは、グリュンバウム率いる旧ロシア領地域のシオニスト以外には、シオニストとは一線を画する「人民派」⁸⁾のみであった。ユダヤ教正統派の政党「アグダス・イスロエル」(通称「アグダ」)は、協議の席には代表を送ったものの、ブロックへの加盟をまだ決めかねていた。それまでポーランド社会に波風を立てることを嫌い、慎重な静観策に徹してきたユダヤ教正統派内部では「民族的少数派ブロック」創設に対する反発も強く、「アグダ」の指導者の中には、ユダヤ人が「他の民族と組んで20議席をとるくらいなら、純粋にユダヤ人だけのリストで10議席獲得する方がまだ」と公言する者が出る始末である。しかし、さしもの「アグダ」も、新選挙法の前には単独で選挙に臨むことを断念し、自らの代表を確保する「最後の手段」としてブロックへの加入を決めた⁹⁾。また都市のユダヤ人商人層に一定の支持を得ていた「商人同盟中央」も同ブロックへの加入を表明し、こうして、ユダヤ人との統一戦線は徐々に構築されているかのように思われた。

だが、ユダヤ人の陣容は安定しなかった。というのも、「人民派」は、保守的な「アグダ」が加入すればブロックが「反動的な性格」に変質すると異議を唱え、また選挙後の議席配分に関しても自党に6議席を要求して他の諸党派から大きな反発を招くなど、ユダヤ人の結束を乱しつづけたからである。民族的少数派の代表たちは、9月に入っても各民族間での議席の配分を含めた選挙協力の細部に関わる協議をつづけ、最終的な合意が成った9月12日の会議でついに「人民派」の離脱が決定した¹⁰⁾。ブロッ

クを離れた「人民派」は、一転して、傘下にある新聞を通じ、ブロックに参集したユダヤ人諸党派のみならず、他の民族に対しても露骨な批判を展開した。このことは、選挙後も、議会のユダヤ人の間に大きな亀裂を残すことになる。しかしその一方で、ブロックは左派の同盟者を獲得した。9月末にはシオニズム左派の「ヒタフドゥット」が加入したのである。「ポワレィ・ツィオン右派」についても一時は加盟するとの報が流れたが¹¹⁾、結局、「ポワレィ・ツィオン」の左右両派および「ブント」など、他のユダヤ人社会主義政党はブロックに加わらず、それぞれ独自に選挙に臨むことを選択した。ただし、ブロックは、「ポワレィ・ツィオン右派」の指導的人物で、ユダヤ史家としても知られるイグナツィ・シーペル(I.Shipper)を「個人的資格」で迎え入れることに成功した。最終的にブロックに集ったユダヤ人は、保守的なユダヤ教正統派の「アグダ」から「ヒタフドゥット」のような左派政党まで、裾野の広いものとなったのである。一方、ウクライナ人とベラルーシ人においても「保守派から極端な左派まで」の諸党派がブロックに加入し、またドイツ人の側でも「大地主・聖職者から社会主義者」までが顔を揃えることになった¹²⁾。こうして、「民族的少数派ブロック」の陣容は整うことになった。

3 東ガリツィア・ユダヤ人の決意

「民族的少数派ブロック」の創設に熱をあげる旧ロシア領ポーランドのシオニストとは異なり、旧オーストリア領地域(ガリツィア)のシオニストの「民族的少数派ブロック」に対する態度は総じて冷やかであった。オズヤシュ・トーン(O. Thon)を筆頭とする西ガリツィア・シオニスト指導部は、当初ブロック結成に向けた協議に加わってはいたものの、それはあくまでオブザーバーとしての参加にとどまった。結局、彼らは、ブロックに加わるよりも、西ガリツィアのユダヤ人諸党派間における選挙協力体制の構築に全力を挙げることを選ぶ。そうした背景には、西ガリツィアでは、一部の地域を除けば、住民の大半がポーランド人であり、旧ロシア領地域のように民族構成が複雑ではないという事情がある。その一方で全国区に関しては、単独での議席獲得が難しい西ガリツィア・シオニストは独自の候補を立て

ず、指導者トーンが「民族的少数派ブロック」の候補に名を連ねている¹³⁾。このように、西ガリツィア・シオニストのブロックに対する立場は折衷的なものであった。西ガリツィアの「アグダ」、「ミズラヒ」、「ヒタフドゥット」の各政党もこうしたシオニストの動きに同調している。

一方、より複雑な民族的事情を抱える東ガリツィア・シオニストの対応はどうであろうか。本稿の主題について優れた業績をもつふたりの史家は、「民族少数派ブロック」に対する東ガリツィア・シオニストの姿勢について、ブロック形成の動きを意識的に無視しており、そのことはブロックに対する敵意の表れでもあると説明している¹⁴⁾。東ガリツィア・シオニストがブロック形成の動きを深い憂慮の目をもって眺めていたことは確かである。しかし、彼らは、ブロック創設に没頭する旧ロシア領シオニストの動向を無視しているわけではない。むしろその動向については、東ガリツィア・シオニストの機関紙でも、適宜、しかも客観的に報じられているように思われる。ただし、ブロックの創設がポーランド人社会の間に、民族的少数派、とりわけユダヤ人に対するそれまで以上の敵愾心を掻き立てることになるのを懸念する言葉をつけ加えることを忘れない。「こうした行動が、はたしていかなる結果を引き起こすことになるのか、それを自覚した上で行われたものかどうか疑わしい¹⁵⁾と。何しろ、東ガリツィア・シオニストの目からすれば、ポーランド人にとって「民族的少数派という用語はユダヤ人と同義」なのであるから¹⁶⁾。

だが、実のところ東ガリツィア・シオニストにとっては、「民族的少数派ブロック」の是非を論じるよりも前に、ポーランドの議会選挙に参加するかどうかがまず問題であった。そして、その態度の決定に大きな意味をもったのは、東ガリツィアの自治を定めた法案のゆくえであった。「民族的少数派ブロック」内での最終的な調整がようやく終わった9月12日、東ガリツィア・シオニストの指導者たちは首相に面会を求めていた。政府が準備している東ガリツィアの自治に関する法案に抗議し、その修正を迫るためである。首相は、同法案の検討はまだ緒についたばかりだと答えたが¹⁷⁾、実は、その前日の閣議で政府案はすでに了承され、議会上程される

ことが決まっていたのである。そして、それからまもない9月26日、同法案は議会で可決される。

本稿(Ⅲ-2)でもすでに詳しく検討したように、ポーランド政府が作成していた東ガリツィア自治に関する法は、「ポーランド院」と「ウクライナ院」という二院から成る県議会の構成にせよ、またふたつの民族のクーリア(部門)を基にした選挙制度にせよ、さらにはふたつの「民族課」をもつ県の部局編成にせよ、そこでは「ポーランド人」と「ウクライナ人」というふたつの民族の存在のみが前提として自治が構想されており、シオニストが主張するもうひとつの「民族」としてのユダヤ人の存在は文字通り無視されていたのである。

東ガリツィア・シオニストは、議会選挙に対する態度を明確にすることなく、東ガリツィアをめぐる内外の動向を注視していた。東ガリツィアのウクライナ人は、8月28日にルヴフ(リヴィウ)で「ウクライナ民族委員会」の大会を開催して正式に選挙への参加に反対する決議を行い、ウクライナ人の諸党派や合同教会(本稿Ⅱ-注2を参照)もこの決議を支持していた¹⁸⁾。そして、ユダヤ人に対しては、この決議に同調せず選挙に参加した際に予想されるウクライナ人大衆による報復の可能性すら仄めかされていたのである¹⁹⁾。また一般にも、東ガリツィアの最終的な帰属についての連合国による決定が早晩くだされるとの観測がなされていた。新聞を通じて連日のように伝えられる国際連盟の動向も、東ガリツィア問題に対する各国の関心の高さを物語っていた。そもそも東ガリツィアに対する主権が国際的に承認されていないにもかかわらず、同地域をあえて議会選挙の対象に加えようとするポーランド政府に対しては、国際社会からの強い抗議が必ずや表明されるものと誰もが信じて疑わなかったのである。しかし、国際連盟における東ガリツィアをめぐる議論に具体的な進展は見えなかった。また同地域の帰属について決定権をもつ連合国の最終的な判断も先延ばしにされたままであった。そして、国際社会からポーランド政府に対する明白な反対の意思表明はついに行われることはなかったのである。では、連合国は、主権が認められぬ中での選挙の実施に対しても、また自治法案に対しても、なぜ明白な態度の表明を行わなかったのだろうか。

折しもその頃、連合国の目は、東方の問題に釘付けとなっていた。第一次世界大戦期における連合国の対オスマン政策の一環としてオスマン帝国領である小アジアの一部の領有を約束されていたギリシアは、大戦終結後、小アジアの要衝イズミル(スミルナ)に上陸して、その後も進撃を重ねていた。しかし、1921年に入るとムスタファ・ケマルの率いるアンカラ政府による反撃がはじまり、ギリシア・トルコ間の紛争は新たな局面に入っていた。そして、ポーランド国内で東ガリツィアの自治法案が取り沙汰されていた1922年8月下旬、アンカラ政府のトルコ軍は大規模な攻勢を開始し、9月9日にはイズミルを奪還したのである。その後まもなく、ギリシア軍は小アジアから駆逐された。そして同年11月にはオスマン朝も滅亡し、翌年にはトルコ共和国が樹立される。東方はまさに政治的大変動の渦中にあつたのである²⁰⁾。しかも、それまでポーランドの諸要求の前に立ちはだかつてきたイギリス首相ロイド・ジョージが、東方の事態に対して、トルコとの戦争をも辞さない強硬な態度をとりつづけたことが原因で連立相手の保守党の反発を招き、保守党と自由党の連立解消の中で10月19日にはロイド・ジョージの退陣にまで立ち至るのである。こうした一連の事態は、連合国、とりわけ、講和会議以来、ポーランドに対してことのほか厳しい態度で臨んできたイギリスの動きを気かけながらも、東ガリツィアを選挙の対象に加えることで、同地域に対するポーランド支配を既成事実化したいポーランド政府にとっては、まさに天恵ともいふべきものであった²¹⁾。

いまだ東ガリツィアの帰属も定まらない不確定な国際情勢と、ユダヤ人の存在が一切顧みられない自治法成立といった状況を前に、東ガリツィアのシオニストは選挙への態度表明を迫られていた。9月18日、東ガリツィア・シオニストの「党評議会」(Rada Partyjna)が開催された。会場には、シオニストと同様に、選挙への対応に揺れる東ガリツィアの「アグダ」および「ミズラヒ」の代表も姿を見せ、討議の行方を見守った。会議では同評議会執行部の総裁レオン・ライヒ(L.Reich)が選挙に関連して国内の政治情勢について報告を行い、それをめぐって深夜にまでおよぶ議論が展開された。恐らくは、そのとき選挙への参加が決定されたはずである。とこ

ろが、翌日に発表された同執行部の声明では、議論の詳細が報じられることはなく、またいかなる決定が下されたのかについても「しかるべき時期に」公表されるとして明言が避けられていたのである²²⁾。このことがもつ意味は不明だが、その決定がようやく一般に伝えられたのは9月23日のことで、そこには、選挙に「積極的」に参加することが謳われていた²³⁾。9月26日は、選挙への参加の目安となる全国区の候補者名簿の申請期日であった。同日、東ガリツィアの自治法案が議会で可決された。その翌日、シオニストの機関紙『フウィラ』(Chwila)を手にした人々は、第一面に掲載された「ユダヤ人よ!」と題するシオニスト執行部の呼びかけを目にし、自分たちの指導者たちの選挙に臨む覚悟の程を知った。

そこで語られている内容は概ね次のようなものであった。ユダヤ人は、今やありとあらゆる方面からの攻撃にさらされている。ユダヤ人は生存の諸条件を奪われ、ユダヤ人の「物質的な破滅」が目論まれている。反ユダヤ主義団体があげる呼号はポーランド社会にますます支持を広げ、ポーランドの各新聞は、連日、新たな反ユダヤの言辞を捏造し、反ユダヤ立法の制定を呼びかける有様だ。実際、日曜休日・祝日の法制化によって、「土曜日を安息日とする一筆者」ユダヤ人大衆は、どれだけ稼ぎを失ってきたことか。また、ユダヤ人の子弟は高等教育をうける機会を制限され、ユダヤ人には国家公務員への道も閉ざされている。こうした事態のもとでは、ユダヤ人はポーランドの議会において積極的に自らの主張を訴え、出来るだけ多くの影響力を行使するほかはない。「ユダヤ人にとり、これらすべての攻撃に対抗してユダヤ人の諸権利を守りうるのは、それ相応の数の議会代表だけである。議会には、何にもまして、それらに効果的に対抗し、ユダヤ人に当然与えられる諸権利を獲得できる可能性が存在するのだ」。さあユダヤ人よ、「いざ選挙へ!」²⁴⁾

民族的少数派の政治参与の権利を露骨なまでに踏みにじる選挙法が「民族的少数派ブロック」を実現に導いたように、それまで政治的に慎重な姿勢を保ってきた東ガリツィア・ユダヤ人の希望を打ち砕き、絶望の淵に追い込んだ政府の自治法案が、東ガリツィア・シオニストの肩を選挙に向けて強く押すことに

なったのである²⁵⁾。

- 1) 非ポーランド系の民族の中では最多の人口(510万人)を誇るウクライナ人は、旧オーストリア領ポーランドの東ガリツィアに最も多く居住し(約326万人)、一方、ヴォィン県を中心に旧ロシア領地域にも約180万人の同胞を擁していた。東ガリツィア・ウクライナ人の大多数は選挙をボイコットするが、旧ロシア領地域のウクライナ人諸政党は選挙への参加を決め、「民族的少数派ブロック」に加わった。なお、ここに示したウクライナ人の人口は、トマシェフスキの試算に拠る。J.Tomaszewski, *Rzeczpospolita wielu narodów*, Warszawa 1985, s.78.
- 2) Po utworzeniu wyborczego bloku mniejszości narodowych, "Nowy Dziennik", nr 224, 21 VIII 1922, s.1; O bloku mniejszości narodowych, "Chwila Poniedziałkowa", nr 26, 21 VIII 1922, s.1.
- 3) S.Rudnicki, *Żydzi w parlamencie II Rzeczypospolitej*, s.134, Warszawa 2004.
- 4) *Ibid.* また、旧ロシア領ポーランドのシオニズム指導者の一人で、「民族的少数派ブロック」創設にも関わったハルトグラスによれば、同ブロックは、その後「チェコスロヴァキア、ルーマニアなどの他の諸国」でも、その規模と成功の度合いにおいては劣るものの、「模倣された」という。A.Hartglas, *Na pograniczu dwóch światów*, Warszawa 1996, s.218. ただし、ハルトグラスが挙げる事例を含め、ポーランドの民族的少数派ブロックの経験が、他の諸国における民族的少数派の議会活動にどのような影響を与えたのかという点に関しては、より綿密な検証が必要である。
- 5) 「民族的少数派ブロック」成立の立役者イザーク・グリュンバウムの言葉を借りるならば、その創設は「民族的少数派を不当に扱った選挙法がもたらした論理的帰結」なのであった。Poseł Grynbaum o wyborach do przyszłego Sejmu, "Chwila", nr 1251, 21 VIII 1922, s.1.
- 6) L.Halpern, *Polityka żydowska w Sejmie i Senacie Rzeczypospolitej Polskiej 1919-1933*, Warszawa 1933, s.17; S. Rudnicki, *Politycy żydowscy wobec idei Bloku Mniejszości Narodowych w 1922 roku. w: Problemy narodowościowe Europy Środkowo-Wschodniej w XIX i XX wieku. Księga pamiątkowa dla Prof. Przemysława Hausera*, Poznań 2002, s.325.
- 7) *Ibid.*, s.326.
- 8) 1922年の議会選挙に参加したユダヤ人諸政党の特徴を概略すると以下ようになる。

	特 徴
シオニスト (一般シオニスト) (Ogólni syjoniści)	ポーランドでは、20世紀に入ると、支配層への忠順な態度を保ちつつ、ユダヤ教徒の安全を確保しようと努めてきたユダヤ教正統派に代わり、シオニズムがユダヤ人社会における政治的な主潮流となっていく。そのうち、宗教シオニズムや社会主義シオニズムのような「特殊な」立場をとらない人々は「一般シオニスト」と呼ばれる。ポーランドの一般シオニス

	トは、パレスチナにおける「民族的郷土」の建設というシオニズムの理念を掲げる一方で、ポーランド国内でのユダヤ人の民族的・文化的自治を追求し、とりわけ議会を舞台としてユダヤ人の諸権利の擁護のために活動することを重視した。
ミズラヒ (Mizrachi)	パレスチナにおける「民族的郷土」の建設というシオニズムの理念を受け入れながらも、ユダヤ教の伝統を維持しようとする宗教シオニズム政党。ヘブライ語によるユダヤ的伝統の維持と発展を目指した。
ヒタフドット (Hitachdut)	「シオニスト勤労党ヒタフドット」(Sjonnistyczna Partia Pracy - Hitachdut) 穏健な立場をとるシオニズムの社会主義政党で、パレスチナに建設されるユダヤ人国家は社会主義的な体制でなければならないと主張し、その一方で、ポーランド国内におけるユダヤ人の民族的・文化的自治を追求した。ユダヤ人の民族的解放と社会的解放とは同時並行的に求められるべきとされ、またユダヤ人の民族語をヘブライ語と見なし、ヘブライ語による世俗文化発展の必要を唱えた。
人民派 (Folkiści)	「ユダヤ人民党」(Żydowska Partia Ludowa) パレスチナにおける「民族的郷土」の建設というシオニズムの理念を否定し、あくまで現に居住している国家での民族的・文化的自治の獲得を目標に掲げた。その際、自治の中核となるべきユダヤ人共同体をユダヤ教正統派による支配から解き放ち、民主化する必要を唱えた。また、イディッシュ語に基づいたユダヤ文化の発展を志向した。
アグダス・イスロエル (Agdas Isroel)	保守的なユダヤ教正統派の主張を政治的に代弁する政党で、支配者には政治的に忠誠を誓いつつ、ユダヤ教徒の宗教的、経済的な利益の擁護を第一義とし、シオニズム、社会主義に対しては激しく対抗した。ヘブライ語を聖なる言葉とみなして日常語としてのその使用には反対し、日常語はイディッシュ語によることを強調した。
ブント (Bund)	「ポーランド全ユダヤ人労働者同盟」(Ogólnozydowski Związek Robotniczy "Bund" w Polsce) 前身は、帝政期のロシアで結成されたマルクス主義的な社会主義政党「リトアニア・ポーランド・ロシアの全ユダヤ人労働者同盟」。独立後のポーランドにおける同組織は、保守的なアグダス・イスロエルの影響力の打破を目指し、他方で「民族的郷土」建設のためにパレスチナへの移住を推進するシオニズムにも対抗した。あくまでポーランド国内でのユダヤ人による民族的・文化的自治の要求を掲げ、イディッシュ語に基づく世俗的なユダヤ文化発展の必要を唱えた。

ポワレイ・ツィオン (Poalej Syjon)	「ユダヤ社会民主労働者党ポワレイ・ツィオン」(Żydowska Socjalno - Demokratyczna Partia Robotnicza "Poalej Syjon") パレスチナにおける社会主義国家の建設を目標として掲げるシオニズム政党である点ではブントと立場を異にするが、ブントと同様、ポーランド国内における民族的・文化的自治の獲得を目指し、イディッシュ語に基づくユダヤ世俗文化の役割を重視した。1920年の分裂後、左派は第三インターナショナルとの結びつきを強めてゆき、右派はシオニズム陣営にとどまった。1922年の選挙に際しても、両派は個別に参加し、右派は社会主義シオニズムの青年組織(Ceirej-Sjon)との共通リストを以て臨んだ。
商人同盟中央	(Centrala Związku Kupców) 本来はワルシャワのユダヤ人商人の組織であったが、戦間期を通じて全国各地の類似組織を傘下に置くまでに発展した。ユダヤ人商人層の利益の擁護が同組織の目的であり、中央・地方の議会へも自らの代表を送った。

- 9) G.Bacon, *The Politics of tradition. Agudas Yisrael in Poland, 1916-1939*, Jerusalem, 1996, pp.254-255.
- 10) Czterodniowe obrady bloku mniejszości narodowych, "Nowy Dziennik", nr 247, 14 IX 1922, s.1
- 11) Prawica Poale-Syjon weszła w skład bloku mniejszości narodowych, *ibid.*, nr 266, 6 X 1922, s.1; "Chwila", nr 1291, 7 X 1922, s.2.
- 12) L.Halpern, *Polityka żydowska* ... s.17.
- 13) S. Rudnicki, *Politycy żydowscy* ... s. 329 - 330 ; E. Mendelsohn, *The Jews of East Central Europe between the world wars*, Bloomington, 1983, pp.216-217.
- 14) S.Rudnicki, *Politycy żydowscy* ... s.330; E.Mendelsohn, *The Jews* ...; p.217.
- 15) Blok mniejszości narodowych, "Chwila", nr 1250, 20 VIII 1922, s.1.
- 16) Żydzi - Wśród mniejszości narodowych, "Chwila poniedziałkowa", nr 27, 27 VIII 1922, s.2.
- 17) Delegacja syjonistyczna u premiera Nowaka, "Chwila", nr 1273, 16 IX 1922, s.2.
- 18) M.Papierzyńska-Turek, *Sprawa ukraińska w Drugiej Rzeczypospolitej 1922-1926*, Kraków 1979, s.127; M. Mazur, *Życie polityczne polskiego Lwowa 1918-1939*, Kraków 2007, s.117-118.
- 19) Ukraińcy wobec wyborów, "Chwila", nr 1260, 1 IX 1922, s.4; Znowu groźba pod adresem Żydów wsch. Galicyjskich, "Nowy Dziennik", nr 246, 13 IX 1922, s.2.
- 20) 永田雄三、他『中東現代史 I』(山川出版社、1982年) 142-150頁。
- 21) 例えば、『フフィーラ』紙の在ジュネーブ特派員も、「小アジアにおけるギリシア軍の敗北にイギリスは目を奪われてい

る」ため、国際連盟における東ガリツィア問題はポーランドにとり「これまでになく有利な状況にある」と伝えている。Sprawa Galicji Wschodniej na terenie genewskim, "Chwila", nr 1285, 30 IX 1922.,3. 外交史の研究でも、9月半ばには、ロイド・ジョージを含め、イギリス政府の東ガリツィア問題に対する関心が薄らいていたことが論証されている。A.Cienciala, T.Komarnicki, *From Versaille to Locarno*, Kansas, 1984, p.203.

22) Rada partyjna stronnictwa syon. Galicyi Wschodniej, "Chwila", nr 1276, 19 IX 1922, s.1.

23) Komunikat, *ibid.*, nr 1280, 23 IX 1922, s.1.

24) Żydzi !, *ibid.*, nr 1282, 27 IX 1922, s.1.

25) (i), Samorząd a wybory, *ibid.*, nr 1284, 29 IX 1922, s.1-2.

IV 第一議会選挙と「ユダヤ議員団」の登場

1 選挙の諸相

選挙への参加に踏み切った東ガリツィア・シオニストは、同じく選挙への参加を表明した「ミズラヒ」とともに統一選挙リストとして申請し、まもなく同リストの番号は「17番」に確定する。選挙当日、投票用紙には、候補者の名前や政党名ではなく、選挙リストの番号だけが記入されるのである。以後、シオニストは「17番」への投票を呼びかける大規模な選挙キャンペーンを展開する。

ところで、東ガリツィア・シオニストが、さしあたり闘わなければならない相手は、実は他ならぬユダヤ人の内面に存在した。東ガリツィアにおいてもシオニズムがユダヤ人の政治的主導権を握るまで、同地域のユダヤ人社会は、「ユダヤ教徒のポーランド人」(Polacy wyznania mozejszowego) を自称し、ユダヤ民族主義を掲げるシオニストへの敵意を隠さない「同化派」(Asymilatorzy) や、政治的には支配層に抗うことなく、その意に従うことを旨としてきたユダヤ教正統派の強い影響下におかれていた。シオニストが恐れたのは、そうした中で、東ガリツィア・ユダヤ人の中に巣くう政治的な無関心であり、また郡長や税吏の言いなりに投票するが如き、シオニストの目からすればあまりにも無定見な投票行動であった¹⁾。しかも東ガリツィアは、ポーランド人とウクライナ人との間で戦火がやまず、国際的な帰属が未確定の状態であったために、独立後のポーランドで実施された初の国政選挙である憲法制定議会選挙(1919年1月)を経験していない。したがっ

て、東ガリツィアの社会にとって、このたびの選挙は、1911年のオーストリア帝国議会選挙以来、実に11年ぶりの選挙となる。その間、世界大戦および大戦後における民族間の抗争の行方を身を竦ませて見守る中で、ユダヤ人社会の「消極性」(bierność) は否応なく増し、選挙への無関心の度合いも一層強まったかに見える²⁾。そこで、東ガリツィア・シオニストは、ポーランドの議会こそがユダヤ人に対する攻勢を唯一挫き、ユダヤ人の利益を唯一擁護しうる場である以上、ひとりでも多くの代表を議会に送ることがユダヤ人としての「民族的義務」であると執拗に訴える。「ユダヤ人よ!」「ぐずぐずして投票し損ね、議席を失うようなことがあれば」、それはもはや「犯罪行為」なのだ³⁾。

つぎにシオニストが目指したのは、他のユダヤ人諸政党を自らの選挙リストに結集させて、ユダヤ人票を拡散させないことであった。ここで特に警戒すべき相手は、「都市民中央」(Centrum Mieszkański) と「民族国家同盟」(Unia Narodowo-Państwowa) である。いずれも比較的にリベラルな立場をとるポーランド人政党で、憲法制定議会において、ともに中道政党として議会運営のキャスティングボートを握っていたが、なかでも当時「立憲勤労党」(Klub Pracy Konstytucyjnej) を名乗った後者の場合、その指導部にはユダヤ系の人々が名を連ねていた⁴⁾。とりわけ、このたびの選挙でも、後者の候補として東ガリツィアの選挙区で名が挙がっていたエドムンド・ラウフ(E. Rauch) は、1911年から18年までオーストリア帝国議会で、また大戦後はポーランドの憲法制定議会でも議員を務めた古参の政治家としてユダヤ人社会での声望も高く、「ユダヤ人街でも支持を獲得しうる唯一の同化派」と目されていた⁵⁾。それまで東ガリツィアのユダヤ人社会に大きな影響力をもってきたこれらの政党にユダヤ人の票が流れてはならない。シオニスト陣営は、「都市民中央」と「民族国家同盟」に対する激しい批判を展開する。あくまでポーランド人の政党であるこれらの党派は、シオニストの目からすれば、決してユダヤ人の民族的利益を第一義とする勢力ではなく、たとえその候補にユダヤ系の人々の名前が入っていると、それは「ユダヤ人の票を得るための餌」にすぎないのである⁶⁾。確かに、露骨な反ユダヤ主義を高唱す

る「国民民主党[ポーランドの民族主義政党-筆者]のナショナリズム」に比べれば、両党の「ナショナリズム」は「それほど粗暴でなく、また危険もはるかに少ない」であろう。しかし、シオニストの指導者レオン・ライヒの言葉を借りるならば、それゆえにこそ、これらの政党は、「足に羊の皮をかぶった獅子」ないし「毒を混ぜた菓子」なのであり、「口では甘い言葉をささやきながら、胸元には短剣を潜ませる」が如く、ユダヤ人にとっては危険な存在なのである⁷⁾。したがって、議会には、あくまでユダヤ人の利益に奉仕する「真のユダヤ人議員」が選ばれねばならない⁸⁾。

シオニストの積極的な運動を尻目に、11月5日の投票日が近づきつつあるにもかかわらず、「ミズラヒ」を除く他のユダヤ人諸党派は容易に態度を決することが出来ないう。しかし、10月に入るとユダヤ人商人層の各組織も「17番」への投票を呼びかけ始め、また「ヒタフドット」も、遅くとも同月21日までには「統一委員会」への参加を決定した⁹⁾。最後まで迷い続けたのは「アグダ」で、同党がシオニストとの間で選挙協力に関する合意に達し、「先の決定を取り下げ」る表明を行ったのは、選挙のわずか5日前のことであった¹⁰⁾。ただし、「ブント」と「ポワレィ・ツィオン右派」は、東ガリツィアでも、他の諸党派との連帯を拒んだが、東ガリツィア・シオニストの選挙リストに結集したユダヤ人諸党派は、「民族的少数派ブロック」と同様、「アグダ」から「ヒタフドット」まで左右に跨る陣容となったのである。

一方、選挙の公示後しばらくの間、選挙のボイコットを訴えるウクライナ人による様々な妨害活動が東ガリツィア各地から伝えられた¹¹⁾。なかでも、少数ながら選挙への参加を表明したウクライナ人諸党派の指導者が相次いで同胞に暗殺されたとの知らせは、これら親ポーランド派のウクライナ人を選挙に加えることで、東ガリツィアでの選挙実施に対する国際的批判をかわそうと目論んでいたポーランド政府にも衝撃を与えた。そこでポーランド政府は、10月はじめ、東ガリツィア3県の知事に選挙への参加を表明しているウクライナ人候補者の保護と支援を命じるとともに、軍や内務関係の各部局に対しても選挙妨害の活動に対する徹底した取締りを命じてい

る¹²⁾。その結果、選挙前のほぼ1ヶ月にわたり、新聞にはウクライナ人社会の各層にわたる人々の検挙が連日のように報じられている。

1922年11月5日、いよいよ選挙当日を迎える。当局の厳しい対応が功を奏したのか、懸念された妨害などの混乱は見られなかった。また、シオニストが心配していたユダヤ人の中での政治的無関心も、どうやら選挙運動の期間中に払拭されたらしく、選挙は大いに盛り上がりを見せた。選挙翌日の新聞はその雰囲気をごう伝えている。「通りで、カフェで、そして家の中で、最初に交わされる言葉、それは『投票したかい?』である。至るところで、文字通り至るところでお決まりの静かな会話、ただし誇らしげで喜びに満ちた会話が飛び交った。『われわれの17番の様子はどうだ?』『うまくいってる!文句なしだ!』¹³⁾、と。まもなく、ユダヤ人の「完全な勝利」が伝えられた¹⁴⁾。でもまだ気を抜くことはできない。シオニストは、今度は3日後に実施される上院選挙に向けたキャンペーンに全力をあげる。「ことはまだ半ば終わったにすぎない」。上院は、「下院で可決されたユダヤ人に向けられた攻勢を監視」し、ユダヤ人の「諸権利に対する攻撃を挫く最後の可能性が存在する」場なのだ、と¹⁵⁾。

ところで、選挙法が制定された直後、東ガリツィア・シオニストの機関紙に、東ガリツィアで予想されるユダヤ人の獲得議席数についての予想が発表されている。1911年の国勢調査に基づくユダヤ人口に拠る試算ではあったが、それによると、ユダヤ人はルヴフ市を含む3つの選挙区(場合によっては4つの選挙区)ではかろうじて1議席を獲得できるものの、ドント式による計算では議員定数の少ない他の4選挙区では議席獲得の見込みがないとされていた。しかも、それでは、最低6選挙区での議席獲得を条件とする全国区での議席配分に与えることは出来ず、これら4選挙区の約26万のユダヤ票は死票となることが運命づけられているという悲観的な内容であった¹⁶⁾。しかし、東ガリツィアのウクライナ人がボイコットに訴えたことで、ユダヤ人の前には大きな可能性が開かれることになる。東ガリツィアでの下院選挙での投票率は、ウクライナ人の不参加を受けて極端に低く、県別で見た場合、ウクライナ人住民の多いスタニスワヴフ県やタルノポル県では

それぞれ 32.1%、35.4%と全国平均の 67.9%を大きく下回った¹⁷⁾。しかし、このことはユダヤ人には有利に作用し、ユダヤ人の統一選挙リストは、結局、東ガリツィアの 8つの選挙区すべてで計 13 議席を獲得し、しかも全国区でも 2 議席を得るという勝利を収めたのである。また上院選挙の結果も良好で、東ガリツィアの 3つの選挙区すべてにおいて計 4 議席の獲得に成功した。

一方、「民族的少数派ブロック」も大きな勝利を手にし、下院で 66 議席（そのうち全国区は 11 議席）、上院でも 23 議席（そのうち全国区は 4 議席）を獲得していた。事前の申し合わせに従って議席配分が行われた結果、ユダヤ人は下院で 17 議席、上院では 8 議席を獲得することになった。また、西ガリツィア・ユダヤ人は下院の 2 選挙区で 1 議席ずつ獲得している。一方、個別のリストで選挙を戦った「ブント」、「ポワレイ・ツィオン」の左右両派など、社会主義の諸派はいずれも低調で、議席獲得はならなかった。

このたびの選挙の全般的な結果は、次章で考察する大統領選挙にも関わることなので、ここで概観しておく必要がある。まず、この選挙を特徴づけたのは、右派の躍進である。右派政党である「人民国民連合」と「キリスト教国民党」は、中道右派に位置する「キリスト教民主党」とともに統一選挙ブロック「キリスト教国民統一連合」(Chrześcijański Związek Jedności Narodowej)を創設して下院で 163 議席、上院でも 47 議席を獲得し、最大の勢力となった。その一方で、中道派の諸政党は、右派と組んだ「キリスト教民主党」を除いて概ね惨敗を喫し、選挙法の制定において中心的役割を演じた「ピャスト派」も先の議会の議席(1922 年 7 月時で 96 議席)を大きく割り込み、70 議席を確保するのが精一杯であった。また、東ガリツィア・シオニストがあればと恐れられた中道政党の「都市民中央」と「民族国家同盟」は、いずれも議席獲得が成らず、中道勢力の凋落ぶりを印象づけた。しかし、右派・中道右派の連合勢力が院内で最大の議席を誇るようになったとはいえ、単独で過半数を制するには至っていない。その結果、議会は、以下の図からも明らかなように、右派、中道派、左派、民族的少数派に 4 分されるかたちとなった¹⁸⁾。こうした状況の中で、民族的少

数派は、ポーランド人諸政党の動向によっては、政局のゆくえに大きな影響力をおよぼす可能性を手にすることになったのである。

	[下院]	[上院]
[右派]		
人民国民連合	98	29
キリスト教国民党	27	11
小計	<u>125</u>	<u>40</u>
[中道派]		
キリスト教民主党	44	7
国民労働党	18	3
農民党=ピャスト派	70	17
小計	<u>132</u>	<u>27</u>
[左派]		
農民党=解放派	48	8
ポーランド社会党	41	7
他の諸党派	9	
小計	<u>98</u>	<u>15</u>
[民族的少数派]		
ウクライナ人	20	6
ベラルーシ人	11	3
ユダヤ人	35	12
ドイツ人	17	5
ロシア人	1	1
ウクライナ農民党 ¹⁹⁾	5	—
小計	<u>89</u>	<u>27</u>
無所属	—	2
合計	<u>444</u>	<u>111</u>

2 「ユダヤ議員団」の結成

選挙の結果、選出されたユダヤ人は下院で 35 名、上院では 12 名であった。これらの議員の間では、選挙後まもなく統一クラブの結成に向けての協議が始まる。そこでまず問題となったのは、選挙期間中、「民族的少数派ブロック」を脱退したのみならず、離脱後は同ブロックへの誹謗中傷をつづけた「人民派」の処遇であった。「人民派」は、独自のリストに拠って選挙に臨んだものの、「民族的少数派ブロック」の勢いに押されて得票数は伸びず、強固な支持基盤をもつワルシャワでかろうじて 1 議席を得るとどまっていた。たとえ 1 議席とはいえ、もし同党が加入すれば、統一クラブは文字通り議会で代表されたユダヤ人議員をすべてその傘下におさめることになる。しかし、「人民派」に対するロシア領地域のユダヤ人指導者たちの怨恨は根深いものであったと見え、統一クラブは、結局、選挙期間中に「人民派」が見せた「恥ずべき振る舞い」のゆえに、同派

とは協力も接触も一切行わないことを決定したのである²⁰⁾。その結果、「人民派」の議員ノヤフ・プリウツキ(N. Prylucki)は、傑出した政治的才能を有しながらも、委員会への参加が叶わないなど、彼の議会活動には大きな制約が課されることになる。

1922年12月2日、プリウツキを除くユダヤ人議員46名は、「ポーランド共和国上下両院のユダヤ議員団」(Kolo Żydowskie w Sejmie i Senacie Rzeczypospolitej Polski)を結成した。同議員団を党派別に見るならば、シオニスト(一般シオニスト)が20名(下院15、上院5)、「ミズラヒ」6名(下院5、上院1)、「ヒタフドット」5名(下院4、上院1)、「アグダ」9名(下院6、上院3)、「商人同盟中央」3名(下院1、上院2)、そして無党派3名(下院3)という構成である。しかし、議員団内には、その結成に先立ち創設された4つのグループが存在していた。そのうち、「アグダ」および「商人同盟中央」のグループは、それぞれ自派の議員から成る独自のクラブであったが、留意すべきは、議員団の中核を成すシオニストが、出身地域の相違を背景として2つのグループに分かれていたことである。すなわち、東ガリツィア・シオニストは、「アグダ」の議員も含めて、同地域選出の議員を糾合して独自の組織を結成し、一方、旧ロシア領地域のシオニストも、「アグダ」と「商人同盟中央」以外の議員を集めて独自のクラブを立ち上げていた。とりわけ、東ガリツィアのグループは、議員団への加盟によって自らの政治的フリーハンドを失うことを嫌い、議員団加盟の条件として自らの一定程度の独自性を確保していた²¹⁾。

ユダヤ議員団の結成に向けた協議の中で最も難航したのは、間違いなく「総裁」(prezes)の人選をめぐる問題であった。グリュンバウムが「民族的少数派ブロック」成立の功労者であることは自他ともに認めるところであり、彼は当然のように総裁職を要求した。しかし、数において勝る東ガリツィアのシオニストは、グリュンバウムが「議員団」の主導権を握ることに激しく反発する²²⁾。ポーランド人とウクライナ人の狭間において常に苦渋の選択を迫られてきた東ガリツィア・シオニストにとって、他の非ポーランド系諸民族との連帯がポーランド人社会の側からの強い反発を引き起こすことは自明のこと

であり、民族的少数派との連携に対しては慎重であることがユダヤ人の利益に適うものと考えられたのである。そうした彼らの目に、「民族的少数派ブロック」を組織したグリュンバウムの政治手法は危険極まりないものとして映った。

総裁をめぐる論争は決着がつかず、最後は、西ガリツィアのシオニズム指導者トーンが総裁に就任するという妥協案に落ち着くことになった²³⁾。トーンは、旧ロシア領地域のシオニストとは一線を画しながらも、憲法制定議会ではユダヤ人議員クラブの代表を務め、グリュンバウムらとも協力した人物である。しかし、グリュンバウムは、この決定を不服とし、一時は議員団からの離脱を仄めかす始末であった。彼の僚友ハルトグラスの回想によれば、憲法制定議会のときのように、トーンが総裁になり、グリュンバウムは副総裁ではどうかと勧めるこの友人に対して、グリュンバウムはこう言ってのけたという。「何だって? 俺は一生副総裁で、総裁には誰か他の者になるのか? 俺は、今こうしてトーンが総裁になるために民族的少数派ブロックをつくったのか? ちがう、それだけは絶対に許せない」²⁴⁾。

当時のユダヤ系主要紙にも、実は、議員団の総裁に誰が就任したのかという重要な記事が見当たらず、別の話題の箇所で12名から成る「幹部会」(prezydium)の存在がやや唐突に記されていること²⁵⁾、またその後もトーンについての記事が、ほとんどの場合、「総裁」という肩書きを省いて彼の名が記されていることから、総裁決定後も、「総裁」という語を対外的には使用しないかの如き配慮がなされていたと理解される。だが、こうしたことが、この問題をめぐる議員団内部の亀裂の深刻さを物語るものと見なすことが出来るであろう。

総裁問題は、その後の議員団の辿る運命を予兆する出来事でもあった。すなわち、以後、ユダヤ議員団の活動を特徴づけるものは、実は、旧ロシア領地域のシオニストと東ガリツィア・シオニストの間での主導権をめぐる激しい競合であった。

1) 例えば次のような論説にも、こうしたユダヤ人社会の風潮に対するシオニストの焦慮が現れている。(i), *Przeciw bierności*, "Chwila", nr 1295, 11 X 1922, s.1; (ii), *O politykę czynu*, *ibid.*, nr 1297, 13 X 1922, s.1-2; *Do pracy!* *ibid.*, nr 1301, 17 X 1922, s.2. 一方、選挙後の

- 論説は、こうした「古いタイプの選挙」を克服したユダヤ人の投票行動を「新時代」の到来として讃えている。(W), *Nowa era, ibid.*, nr 1321, 11 IX 1922, s.1-2.
- 2) (W), *Zwyciężyć przy wyborach, ibid.*, nr 1283, 28 IX 1922, s.1-2; (W), *O godne wystąpienie, ibid.*, nr 1291, 7 X 1922, s.1.
- 3) 下院選挙終了後に掲載された上院選挙への投票の呼びかけの言葉。Żydzi !, *ibid.*, nr 1321, 7 XI 1922, s.1. この文言は、下院の選挙期間中も、演説で各地を飛び回るシオニスト指導者の口から繰り返し聞かれていたであろう。
- 4) *Jednością do zwycięstwa, ibid.*, nr 1293, 9 X 1922, s.1; *Zgnilizna, ibid.*, nr 1219, 19 X 1922, s.1-2. また次の文献には、憲法制定議会期における立憲勤労党のユダヤ系議員とユダヤ人クラブに属する議員との激しい確執の様子がユーモラスに描かれている。B.Singer, *Od Witosa do Sławka*, Warszawa 1990 [Wyd.1: Paryż 1962], s.25-28.
- 5) Żydzi stanisławowscy za listą Nr 17, "Chwila" nr 1310, 26 X 1922, s.3. 選挙当日のシオニスト機関紙は、ラウフが立候補している選挙区民に対して、ラウフの所属政党のリスト「10番」に投票しないよう、念の入った注意の呼びかけを掲載している。Do wyborców okręgu Stanisławów - Kołomyja Nr 53, *ibid.*, nr 1315, 5 IX 1922, s.3.
- 6) Dr.Jurijusz Wurzel, *Podwójna arytmetyka, ibid.*, nr 1309, 25 X 1922, s.2.
- 7) *Mowa kandydata Dr.Leona Reicha, ibid.*, nr 1315, 5 XI 1922, s.2.
- 8) (W), Żydzi pamiętajcie o swoich obowiązkach !, *ibid.*, nr 1313, 3 XI 1922, s.1.
- 9) *Kupiectwo żydowskie a wybory, ibid.*, nr 1302, 18 X 1922, s.3; *Z ruchu wyborczego, ibid.*, nr 1306, 22 X 1922, s.3.
- 10) Żydzi !, *ibid.*, nr 1312, 2 XI 1922, s.1. ただし、「アグダ」の撤回した決定がどのようなものであったのかは不明である。
- 11) 史家が試算するところでは、ウクライナ人による妨害活動が最も多く報告されている1922年9月には、「攻撃・襲撃」22件、「交通の遮断」14件、「放火」80件の合計116件の事件があったという。M.Papierzyńska-Turek, *Sprawa ukraińska* ..., s.129-132.
- 12) 例えば、1922年10月3日と15日に開催された閣僚会議の政治委員会では、東ガリツィアにおける治安維持の問題が集中的に審議されている。O *niepodległą i granicę, t.5: Protokoły Komitetu Politycznego Rady Ministrów 1921-1926*, Warszawa 2004, s.101-106.
- 13) *Dotychczasowa wiadomości o wyniku głosowania, "Chwila"*, nr 1317, 7 XI 1922, s.1.
- 14) *Rezultat, ibid.*, nr 1319, 9 XI 1922, s.1.
- 15) Żydzi ! Wybórca i Wybórczyni ! *ibid.*, nr 1318, 8 XI 1922, s.1; (W), *Dokończyć dzieła, Ibid.*
- 16) Dr.Jurijusz Wurzel, *Podwójna arytmetyka, s.1-2.*
- 17) 郡 (powiat) 別に見た投票率では全国最下位のシニェティン郡(スタニスワヴフ県)の場合、投票率はわずか18.2%であった。T i W.Rzepeccy, *Sejm i Senat 1922-1927*, Poznań 1923, s.476-482.
- 18) ここで挙げる議席数は次の文献による。A.Próchnik, *Pierwsze piętnastolecie Polski niepodległej*, Warszawa 1983, s.112.
- 19) 「ウクライナ農民党」(Українська земельна селянська партія)。一般に「農民たち」(Хлібороб、ポーランド語表記ではChliboroby)の名で知られた同党は、東ガリツィア南部のカルパチア山脈近郊に住むウクライナ人を基盤とした政党で、東ガリツィアのポーランド国家への帰属を認め、ポーランド議会でも、他の民族的少数派議員とは一線を画し、政府寄りの立場をとった。
- 20) *Oficjalne rokowania PPS z Kolem Żydowskim, "Chwila"*, nr 1314, 2 XII 1922, s.2.
- 21) 「ユダヤ議員団」の規程と考えられている文書にも、東ガリツィア議員のグループの議員団内における自立性を事実上容認する条項が含まれている。S.Rudnicki, *Projekt regulaminu Koła Żydowskiego (z 1922 ? r.)*, "Przegląd Sejmowy", 6(29) 1998, s.130-132.
- 22) J.Falowski, *Mniejszość żydowska w parlamencie II Rzeczypospolitej (1922-1939)*, Kraków 2006, s.23. ルドニツキの研究(S.Rudnicki, *Żydzi w parlamencie*...)には、総裁問題への言及がない。
- 23) *Ibid.* Cf. W.Jaborski, *Syjonisci wobec rządów polskiego w okresie międzywojennym*, Sosnowiec 2002, s.19.
- 24) A.Hartglas, *Na pograniczu dwóch światów* ..., s. 220.
- 25) シオニスト紙『フイーラ』の場合、ユダヤ議員団結成に向けた協議が行われていた11月28日の時点でトーンの総裁就任が予想される旨の記事が掲載されているものの、その後は誰が総裁に就任したかについて一切触れられず、12月2日の記事に、それまで触れられていない「幹部会」の存在があなたも周知のこのように登場している。Jednolity klub Posłów żydowskich, "Chwila", nr 1340, 30 XII 1922, s.2; *Oficjalne rokowania PPS z Kolem Żydowskim, ibid.*, nr 1314, 2 XII 1922, s.2.

V ナルトーヴィチの大統領選出

1 大統領選出をめぐる政治劇

1919年以來ほぼ4年にわたって続いた憲法制定議会は、11月27日の本会議を最後にその任を終え、国政の中心の座を第一議会に譲った。新議会がまず果たさねばならない課題は、ポーランド共和国初代大統領の選出であった。選挙は当初から波乱の様相を呈した。まず、それまで、左右を問わず、どの政党関係者にも、また世間一般の目にも、大統領への就任が当然視されていた国家元首ユーゼフ・ピウスツキ(J.Pilsudski)が、一般の予想を裏切って出馬を否定したのである。そもそも憲法制定の過程で右派が大統領の権限を削ぎ、下院(Sejm)の権限を最大限強化することに努めたのも、政敵ピウスツキ

の大統領就任を想定してのことであった。ところが、ピウスツキは出馬しない。諸党派は独自の候補を求めて動き出した。

上下両院合同議会（国民議会）による大統領選出は12月9日に行われた。右派・中道右派から成る「キリスト教国民統一連合」が推したのは、名門ザモイスキ家の当主マウリツィ（M. Zamoyski）であった。これら右派・中道右派の3党は、両院合同議会において最大の議席数を誇るものの、単独では議席の過半数を占めるに至らなかった。したがって、大統領選挙に際しても、いずれかの党派、とりわけ中道の「ピヤスト派」との協力なしには勝利する見込みをもたなかった。そこで、選挙のまさに直前まで、「ピヤスト派」に対して統一候補擁立の打診が繰り返されたが、ついに合意を見ることなく、結局、「ピヤスト派」は、元社会主義者の協同組合運動家で、憲法制定議会期に入閣の経験をもつスタニスワフ・ヴォイチェホフスキ（S. Wojciechowski）を候補に立てて選挙に臨んだ。一方、左派は、「農民党＝解放派」（以下「解放派」）が現職の外相であるガブリエル・ナルトーヴィチ（G. Narutowicz）の名を挙げ、「ポーランド社会党」は古参党員で指導者のイグナツィ・ダシンスキ（I. Daszyński）を擁立する。ただし、「社会党」は、最初の投票によってダシンスキの長年にわたる党への功績に報いた後は、もとは「社会党」の活動家であったヴォイチェホフスキの支持にまわることを約束していた。

一方、民族的少数派の諸民族のうち、ドイツ人、ウクライナ人、ベラルーシ人はいち早く統一行動をとることを約していたが、ユダヤ人は「議員団」の結成に関わる問題に忙殺されて、これら諸民族との共同歩調をとるのが遅れていた¹⁾。公然と反ユダヤ主義を掲げる右派と激しく対立し、民族的少数派に対してはより寛容であると信じられていたピウスツキがもし大統領選に出馬していたならば、民族的少数派、とりわけユダヤ人にとっては迷う余地などなかったであろう。しかし、ピウスツキは立候補を辞退した。民族的少数派の間で、候補者の人選をめぐるどのような意見が交わされたのかについては明らかではない。ただ、ユダヤ人が候補者の擁立に積極的に動いた気配はない。そして選挙の直前には、高名な法学者で、第一次世界大戦前にはロシアの大

学で教鞭をとっていたレオン・ペトラジツキ（L. Petrażycki）の名が民族的少数派の候補として挙がっていた。政治的にはリベラルで、帝政ロシア第一国会の議員も務めたことのあるこの人物を推したのは、ウクライナ人議員たちであると見られる²⁾。しかし、選挙の当日、民族的少数派を代表して「ユダヤ議員団」の総裁トーンが口にしたのは、言語学・スラヴ学の泰斗ボドウィン・ドゥ・クルトネィ（B. de Courtenay）であった³⁾。わずか1日のうちに候補者が変わったいきさつについては不明である。だが、ペトラジツキであれ、クルトネィであれ、民族的少数派による候補の擁立はあくまで自分たちの力を誇示するためのものであった。

正午に始まった選挙は、フランスの大統領選出方法にならって、3回目の投票以降では獲得票数が最少の候補を順次斥けながら、候補者のいずれかが単独で票の過半数を獲得するまで投票を重ねるという方式で行われた。最初の投票では、ザモイスキが222票、ヴォイチェホフスキが105票をそれぞれ獲得し、まずは予想通りの展開となる。民族的少数派の候補クルトネィが103票を得てこれにつづき、ちなみにナルトーヴィチは「解放派」の62票を得て、4番目に位置していた。

第2回目の投票も同じく5人の候補で行われたが、ここで様相が一変する。民族的少数派が、「解放派」との事前の申し合わせにしたがい、一転してナルトーヴィチに票を投じたのである。一方、左派の「ポーランド社会党」も2回目の投票からは、もとは「社会党」の活動家であったヴォイチェホフスキの支持にまわった。こうして、対決の構図は大きく変わり、ザモイスキは228票と一位の座にあって揺るぎないが、ヴォイチェホフスキとナルトーヴィチがそれぞれ152票、151票と激しく競り合った。

最下位のダシンスキが候補から除かれて、第3回投票に移った。一位は依然としてザモイスキで228票、ところがここでナルトーヴィチが158票を得てヴォイチェホフスキの獲得票数150をはじめて上回る。ここで最下位であったクルトネィが除かれ、いよいよ最終候補2人を残すための第4回投票に移った。

表 2: 1922 年 12 月の大統領選挙における投票結果

候補者名	推薦政党	第 1 回投票	第 2 回投票	第 3 回投票	第 4 回投票	第 5 回投票
ザモイスキ	キリスト教国民統一連合 (右派・中道右派の諸政党)	222	228	228	224	227
ヴォイチェ ホフスキ	農民党=ピャスト派 (中道派の政党)	105	152	150	146	—
ポドウィン・ドゥ・ クルトネイ	民族的少数派	103	10	5	—	—
ナルトーヴィチ	農民党=解放派 (左派の政党)	62	151	158	171	289
ダシンスキ	ポーランド社会党 (左派の政党)	49	1	—	—	—
白 票		4	3	3	4	29

その頃、ユダヤ人議員たちは動揺を見せ始める。他の民族的少数派と足並みを揃えてナルトーヴィチを支持した彼らではあったが、開票の間合ごとに院内で右派から浴びせられる威嚇の言葉によって気持ちに揺れが生じたのであろうか、「解放派」の指導者スタニスワフ・トゥグット (S.Thugutt) によれば、恐らくは 3 度目の投票の後、「ユダヤ議員団」総裁のトーンがトゥグットに歩み寄り、「今議場で行なわれていることの重大さを、そしてこの大博打の帰結をあなたは理解しているのか」と問うた。それに対して、選挙の思わぬ展開に狼狽気味の同盟者たちを叱咤激励して回るのに忙しいトゥグットはこう言っている。「今は退くときでも熟慮するときでもない」⁴⁾。ユダヤ人議員は今一度会合を開いて協議し、結局ナルトーヴィチに投票したのである。トゥグットによれば、そもそもユダヤ人議員は、選挙前に「解放派」の申し入れに応じてナルトーヴィチ支持を約束したものの、それは必ずしも積極的な支持を意味するものではなかった。ドイツ人、ウクライナ人、ベラルーシ人は「躊躇することもなく、また無条件で」ナルトーヴィチ支持の申し出を容れたのに対し、ユダヤ人とは「長時間におよぶ困難な折衝」を経なければならなかった。さらに、ユダヤ人議員は、「解放派」の申し出を受けると引き換えに、「ユダヤ人問題に対する解放派の姿勢を表明すること」を要求する。しかし、トゥグットは、すでに「憲法と民主主義に十分立脚して」ユダヤ人問題に臨んでいるから、今さらそれを表明するには及

ばないと、この要求を一蹴したという⁵⁾。

初代大統領選出の政治劇もいよいよ終幕のときを迎える。第 4 回投票に際し、ヴォイチェホフスキよりもナルトーヴィチの方が組み易いと考えた右派は、意図的に自派の票の一部 (4 票) をナルトーヴィチに投じる。結果は、ナルトーヴィチが 171 の票を集めてヴォイチェホフスキの 146 票に勝利し、224 票を得たザモイスキとともに最終候補として名を連ねることになったのである。その結果、「ピャスト派」と「ポーランド社会党」は、ザモイスキか、それともナルトーヴィチかの選択を迫られることになった。右派と鋭く対立する「社会党」はあっさりナルトーヴィチ支持を決めたが、「ピャスト派」にとってこの選択は苦渋に満ちたものであった。選挙後における右派との提携の必要を感じつつも、土地改革を最重要課題とする農民政党である「ピャスト派」の議員たちにとって、ポーランド屈指のマグナート=大地主であるザモイスキに票を投じることは躊躇せずにはいられないことであったからである。長い議論の末に、「ピャスト派」は、一律の投票行動をとることをあきらめ、各議員の自由な判断に委ねることに決めた。そして、最終投票を迎える。19 時 15 分、ついに大統領選挙の最終結果が判明した。ザモイスキ 227 票、ナルトーヴィチ 289 票、白票 29 で、ナルトーヴィチの勝利であった。下院議長のマチェイ・ラタイ (Maciej Rataj) によって結果が読みあげられると議場は静まりかえった⁶⁾。

2 「ユダヤ人の大統領」?

予想外の結果は、左右を問わず各派の議員たちに大きな動揺を与えた。とりわけ、選挙戦に敗れた右派の議員たちは、選挙結果に激昂するワルシャワ市民の姿を思い浮かべ、まもなく、右派の支持者たちを納得させるために次のようなレトリックを思いつく。ナルトーヴィチを選んだのは、民族的少数派の103票だ。そして、その民族的少数派の「頭脳」として、彼らを導いているのはユダヤ人だ。そうだ、ナルトーヴィチを選んだのは他ならぬユダヤ人なのだ。こうして「ナルトーヴィチを選んだのはベラルーシ人、ウクライナ人、ドイツ人でもあったのに、彼はユダヤ人の大統領と名づけられたのである」⁷⁾。しかし、ナルトーヴィチは、その出自においても、また政治的立場の面からしても、彼とユダヤ人との関係がことさら強調されるような側面をもってはいなかったのである。

ナルトーヴィチ選出の報せは、選挙の結果を待ちわびるワルシャワの市民を驚かせた。右派に煽動された群衆の間で、すぐに罵声が飛び交い始める。「ユダヤ人に選ばれた奴は出て行け!」「こんな大統領はいらない」「ユダヤ人も出て行け!」まもなく群衆は叫び声をあげながら大きなうねりとなってゆっくりと市街地に向けて動き出した。その日、首都では、深夜に至るまで、ナルトーヴィチの選出に怒る学生と市民のあげる叫び声が響き渡ったのである。こうして、以後一週間にわたり首都ワルシャワを揺さぶる悲劇が幕を切って落とした⁸⁾。

選挙の翌日、右派系の朝刊はこぞって激しい調子でナルトーヴィチの選出を非難した。なかでも、「キリスト教国民党」の主要紙に掲載された「やつらの大統領」と題する論説は、その後の反ナルトーヴィチ・キャンペーンの展開を方向づけるものとなった。その主張するところでは、ナルトーヴィチの当選は、「ポーランド人多数派」の意思に抗って、ユダヤ人、ドイツ人、ウクライナ人ら、「外国人」の「103票」と、それに追随した「ポーランド人少数派」の186票によって勝ち取られたものでしかない。そもそも、国家の元首の地位に、その国本来の住民の多数派の意思に反する人物が座ることなど許されぬ。そのような者は「われわれの大統領」とは呼べない。だから、ナルトーヴィチは「やつらの大統領」

なのだ、と⁹⁾。こうして、選挙後のポーランド社会には、「民族的少数派の103票」という神話が成立していったのである。

右派の宣伝は極めて有効に作用した。その結果、とりわけワルシャワのユダヤ人住民には大きな災厄がふりかかることになる。ユダヤ人は市電から叩き出され、ユダヤ人の姿を見かけると暴徒が襲いかかり、過激な者たちは、ユダヤ人地区にまで入り込んで乱暴狼藉をはたらく始末であった。

12月11日、ポーランド議会で大統領就任の宣誓式が行われることになっていた。その日の朝、幌なしの馬車で、護衛の軽騎兵大隊をとめない議会に向かったナルトーヴィチを待ち受けていたのは、沿道で新大統領を罵り、彼に雪玉をなげつけ、さらにはベンチを積み上げてその行く手を遮ろうとする右派の群衆であった。情勢のただならないことを察した議員たちは、すでに早朝のうちに登院していた。それでもユダヤ教正統派の服装をした議員などは人目につきやすく、盛んに嫌がらせをうけ、なかには右派の暴漢たちに殴打され、顔に血を滲ませて議会の建物に駆け込む議員の姿すら見られた。新聞紙上での右派の攻撃はさらにつづき、まるで挑発的な言葉を競い合うかのように「障害」(zawada)あるいは「邪魔」(zapora)などと題する論説が連日紙面を飾った¹⁰⁾。また新大統領のもとには、脅迫の内容をもつ匿名の手紙が数多く届き、なかには暗殺を仄めかすものまであった。

12月16日、大統領は、各国外交団の要人とともに、ワルシャワ市内での美術展に招かれていた。ナルトーヴィチが絵画の鑑賞をはじめまもなく、彼の背後から三発の銃声が響いた。ナルトーヴィチはその場で息を引き取る。大統領選出からわずか一週間後のことである。犯人は、美術評論家としても知られる画家で、右派の熱狂的な支持者であった。大統領暗殺の知らせはポーランド国内を震撼させた。左派の諸政党は、この事件を誘発した右派の一連の活動を厳しく問い詰め、ピウスツキ派の動向如何によっては内戦勃発の可能性すら噂された。臨時の大統領代理となった下院議長ラタイは、その政治危機を回避すべく、ピウスツキとは距離をおく将軍のヴワディスワフ・シコルスキ(W.Sikorski)に組閣を依頼する。新政府の首班を引き受けたシコルスキはた

だちに首都に戒厳令を発し、事態の鎮静化をはかるのである。

ポーランドの優れた現代史家で、ワルシャワで過ごした学生時代に大統領選挙後の騒擾を間近に目撃したヤヌシュ・パイエフスキは、晩年、次のように述べている。まず、大統領選挙の際の民族的少数派の行動は誤りであった。その誤りのために民族的少数派、とくにユダヤ人は多大の代償を払うことになったが、新大統領の暗殺で対外的に信用を失墜したポーランドもまた然りである。もし、民族的少数派に健全な政治的本能と適確な状況認識があれば、自票を各候補に分散して投じたであろう。そうしておけば、「やつら」が大統領を選んだなどという口実を与えることもなかったであろう。ところが、民族的少数派は力を誇示したかった。そしてその力の程を示した。結果は勝利であったが、それは戦いに勝利したものの、あまりに多くの犠牲を払ったことで知られる古代ギリシアの「ピュロス王の勝利」であった、と¹¹⁾。ここに紹介した見解は、東ガリツィア・シオニストが折に触れて表明してきた意見とほぼ同じのものであろう。

ポーランドにおける「民族的少数派ブロック」の経験は、民族的少数派が相互に連帯すれば、政治的構図の如何によっては、ときに政局を左右するほどの政治的な力を発揮しうることを証明するものであった。だがその一方で、そうした行動は、支配的な民族の間に民族的少数派に対する強い警戒心と反発を引き起こし、民族的少数派にとり必ずしも望ましい結果をもたらすものとは限らないことをも、ポーランドの事例は示している。それならば、もうひとつ別の選択肢はないものであろうか。例えば、他の民族的少数派と手を結ぶのではなく、支配的な多数派民族との和解の中に自民族の利益を擁護する方途を見出すことはできないであろうか。ただし、その場合、同じ少数派の立場にある他の諸民族からの批判を覚悟しなければならないであろうし、そもそも政府の側において、そうした対話に応じる気になるだけの条件が整っていないと、その実現など覚束ないであろうが。

民族的少数派による団結か、はたまた支配的民族的政府との協調か、このジレンマは、戦間期のポーランドにかぎらず、多民族国家の議会政治の中では、

いずれの民族的少数派によっても、程度の差こそあれ、共有されているものであろう。本稿の考察対象であるポーランドのユダヤ人の場合、他の民族的少数派との連携を志向する立場と、それを峻拒してポーランド政府との協調の道を探ろうとする立場は、旧ロシア領ポーランド地域と東ガリツィアの、それぞれシオニストによって体现されていた。そして1920年代を通じて、ポーランド・ユダヤ人の政治活動は、両者の相克の中で模索されてゆくことになるのである。

- 1) Z Sejmu i Senatu, "Gazeta Warszawska", nr 327, 30 XI 1922, s.3.
- 2) P.Witos - Prof.Petrażycki, "Chwila", nr 1350, 10 XII 1922, s.1.
- 3) 興味深いことに、右派の新聞は、選挙前の議会で見られた光景のひとつとして、ユダヤ議員団総裁のトーンがベラルーシ人の議員クラブのもとに赴き、クルトネィを擁立するには推薦者の数があと「6票足りない」と、彼らに支持を呼びかけている姿を報じている。Zgromadzenie Narodowe przed posiedzeniem, "Gazeta Warszawska", nr 336, 9 XII 1922, s.1. あたかもユダヤ人議員団がクルトネィ擁立の中心であるかのような印象を与える記事であるが、トーン自身は、後に発表した回想の中で、これとは異なる主張をしている。彼によれば、ユダヤ人は「『自らの』大統領を探すことはしなかった」のであり、右派の候補として一時カジミェシュ・モラフスキ(本稿 VI を参照)の名が挙がったときには、「超保守的な」この人物が、その反面、「学識深く、またこの上なく公正な性格をもつ高潔な人文学者」でもあるがゆえに、ユダヤ人は彼を「自分たちの候補と見なしていた」という。Ozjasz Thon, Z rozmysłań przymusowych wakacji (Wspomnienia i refleksje), "Nowy Dziennik", nr 342, 25 XII 1927, s.4. この回想が、大統領選挙のわずか5年後に、しかも当事者の多くが目に来る西ガリツィア・シオニストの機関紙に公表されていること、また次章で見るように、再度の大統領選挙の際、今度は右派の正式な候補となったモラフスキに一部のユダヤ人議員が票を投じたことを示す史料もあることなどから推して、トーンの証言はかなり信憑性の高いものだと思う。
- 4) S.Thugutt, Przyczynek do historii pierwszego Zgromadzenia Narodowego, [w] Gabriel Narutowicz, Pierwszy Prezydent Rzeczypospolitej. Księga Pamiątkowa. Warszawa 1925, s. 218.
- 5) *ibid.*, s. 217; *idem.*, Wybór pism i autobiografia, Glasgow 1943, (Wyd. I- Warszawa 1939), s 99.
- 6) 東ガリツィア・シオニストの機関紙はこう報じている。「議場はしんと静まりかえり、左派からは拍手ひとつ起こることなく、右派も冷やかに、かつ静かにこれを受け入れた」。Gabryel Narutowicz - Prezydentem Rzeczypospolitej Polski, "Chwila", nr 1351, 11 XII 1922, s. 1.

- 7) B.Singer, *Od Witosa do Ślawka*... s.117.
- 8) 大統領暗殺前夜におけるワルシャワの騒擾と反ユダヤ的言説については、次を参照。拙稿「ポーランドの政治言語における『ユダヤ人』—1922年の大統領暗殺前夜の場合」篠田知和基編『神話・象徴・文学』第3号（2003年）
- 9) S.Stroński, Ich Prezydent, "Rzeczpospolita", nr 337, 10 XII 1922, s. 3.
- 10) *Idem*, Zawada, *ibid*, nr 341, 14 XII 1922, s. 3; Zapora, "Gazeta Warszawska", nr 342, 15 XII 1922, s. 1.
- 11) J.Pajewski, *Budowa Drugiej Rzeczypospolitej 1918-1926*, Kraków 1995, s.201.

VI 大統領の死とその後 — むすびにかえて

ナルトーヴィチの死後、12月20日に再度の大統領選挙が行なわれることになった。このたびも、各党派の思惑の中で選挙当日まで様々な候補者の名が取り沙汰され、最終的には、先の選挙で「ピヤスト派」の候補者であったヴォイチェホフスキと、右派が新たに推すカジミェシュ・モラフスキ (Kazimierz Morawski) の二人の名が残った。政治的には保守派に属するモラフスキは、オーストリア帝国議会議員の経験をもつ一方で、ヤギェウォ大学総長も務めた著名な人文学者でもあった。

ところで、ユダヤ議員団は、大統領の死をうけて12月17日に総会を開いている。そこでは大統領死後の政治情勢などが討議されたが、ユダヤ議員団の結束の乱れを外部に漏らすまいとする配慮からか、ユダヤ系紙の記事は、議論の内容をほとんど伝えていない¹⁾。そうした意味では、右派系の各紙が同議員団の総会に言及している箇所は興味深い。そこには、それまでの「議員団の戦術」に「強い不満」を抱く東ガリツィアのグループが、議員団の「過激で挑発的な態度」と大統領選挙の際の投票行動が、「反ユダヤ的な強い緊張状態」を引き起こしたことを「激しく非難して」いる様子が描かれているからである²⁾。そして、3日後に迫った2度目の大統領選挙への対応をめぐって総会は2つに割れた。すなわち、憲法で定められた義務に則り投票には参加すべきだと主張するグリェンバウムらに対して、東ガリツィアの議員たちは投票を差し控えるか白票を投じるべきだと論じて譲らず、両者の間で激しいやりとりが交わされたというのである³⁾。長い議論の末に東ガリツィア議員たちの見解が「優位を占めるに

至った」ものの、最終的な決定は翌日の幹部会での討論に持ち越された。

ユダヤ議員団の内訌を暴こうとする右派系各紙の思惑も考慮するならば、これらの記事にのみ依拠して当日の模様を再構成することには慎重を期すべきであろうが、選挙をめぐるその後の政治的展開から見ても、17日の議員団総会で、上に描写したような情景が繰り広げられたことはまず間違いないであろう。翌18日、議員団の幹部会が開かれ、グリェンバウムが議長を務めた。そこでは、大統領選挙に対する方針が定まらずであるが、その決定は一切公にされず、大統領暗殺への右派の責任に対する非難の言葉を連ねた決議が発表されているのみである⁴⁾。だがここで注目すべきは、17・18の両日にわたる議論の結果として公表されたユダヤ議員団の幹部会に対する要請である。それは、「大統領候補に関する他の諸党派との交渉に際して、候補にはポーランド共和国のあらゆる市民の平等を保障した憲法の番人となることを確約するような人物になることを念頭において交渉にあたるよう」幹部会に要請するというものである⁵⁾。一見何の変哲もない、極めて一般的な内容の要請にすぎないが、この文言が、恐らくは幹部会で最終的に決定された大統領選挙への対応をめぐる議員団の方針であったろう。推測を恐れずに言うならば、幹部会において上記の要請が承認され、それが公表されたこと自体、そこでの討論で、最終的には東ガリツィア議員の主張が容れられたことを示すものではないだろうか。なぜなら、東ガリツィア・シオニストの主張を代弁した下院議員ロスマリンの論説は、この幹部会での決定を評して、議員団の「諸々の政治的動機の水準を現実的かつ民主的な高みにまで押し上げようとする欲求を示すこの上ない証左」であると讃え⁶⁾、またその論調は、あたかも議員団内での論争に勝利した東ガリツィア・グループの凱歌の如き印象すら与えるものだからである。

初回の大統領選挙後の反ユダヤ的騒擾と初代大統領の悲劇的な死という一連の出来事は、民族的少数派が結束して自らの力を誇示すれば、それは必ずポーランド人の側からの鋭い反発を引き起こし、やがてその矛先はユダヤ人に向けられるという、東ガリツィア・ユダヤ人の予見したシナリオ通りの政治的展開

ではなかったか。推測の域を出ないが、こうした事態を経験した後、ユダヤ議員団の主導権は、一時的にはあれ、東ガリツィア・シオニストの手に移ったものと考えられる。再度の選挙に先立ち、下院議長からはユダヤ議員団に対して、ユダヤ人が選挙に加わることによって、選ばれた人物が再び右派から「ユダヤ人の大統領」と呼ばれることのないよう、白票を投じるようにとの申し出があったと言われる⁷⁾。しかし、東ガリツィア・シオニストの意向が強く反映されたはずの当時の議員団が選択した方針は、「ピヤスト派」と左派諸政党の推すヴォイチェホフスキへの支持であった⁸⁾。白票を投じ、あるいはモラフスキに票を投じたユダヤ人議員すらいるとの情報があったにもかかわらず、東ガリツィア・シオニストの機関紙では、ユダヤ議員団は一致してヴォイチェホフスキに投票したと一貫して報じられていることが、東ガリツィア・シオニストの方針が上に述べたようなものであったことを何よりも雄弁に物語っている⁹⁾。

2度目の大統領選挙は、結局、ヴォイチェホフスキが、彼を推す「ピヤスト派」の他に、左派の諸政党と民族的少数派の票を得て、一回目の投票で298票を獲得し、221票のモラフスキを破って当選した。ところが、ユダヤ人議員の間で、ヴォイチェホフスキの評判は決して芳しいものではなかった。最初の選挙の際にも、ユダヤ議員団は、ヴォイチェホフスキへの投票を求める「ピヤスト派」の申し出を、彼が内相時代に見せた民族的少数派の問題に対する曖昧な立場を理由に拒んでいる¹⁰⁾。しかし、選挙後、この新大統領に対するユダヤ人議員の姿勢は、東ガリツィア議員を中心に改められ、先の選挙の際の評価とは裏腹に好意的なものとなってゆく¹¹⁾。

ところで、東ガリツィア議員たちが、投票を差し控えるか白票を投じるべきだとの当初の主張を覆して投票への参加に転じた経緯については不明である。恐らくは、選挙直前までの各派の動向を見定めた上で、彼らの目からすれば、ヴォイチェホフスキへの投票が最も現実的な選択であると判断しての行動であろう。この点に関しては、ユダヤ議員団に対してヴォイチェホフスキ支持を呼びかけるピウスツキからの働きかけも大きく影響しているように思われる¹²⁾。右派の反ユダヤ主義に脅かされていたユダ

ヤ人の中では、右派と激しく対立するピウスツキを、ユダヤ人の政治的な庇護者と見なす風潮が強かったからである。ちなみに、先の大統領選挙の際、ピウスツキは特定の候補に対する支持を表明していない。いずれにせよ、ヴォイチェホフスキの大統領就任が現実となった状況下で、しかもピウスツキのお墨つきを得た上での立候補となれば、採りうる最良の選択肢が、結束して彼に投票し、この新大統領との良好な関係を築いてゆくことだと判断されたことだけは確かであろう。選挙後、時を措かずして新大統領の下に派遣された議員団幹部会の代表の中に、総裁トーンと並んでライヒの顔が見られたことも、新大統領に対する東ガリツィア議員の積極的な支持の姿勢を物語るものであろう¹³⁾。

以上、戦間期ポーランドで本格的な議会政治が幕開けようとする時期における民族的少数派の動向を、ユダヤ人の論理や行動に即して考察してきた。そして、ポーランド・ユダヤ人の中でも、国際的に帰属の定まらない土地に暮らし、ポーランド人とウクライナ人の対立や抗争の狭間に置かれた東ガリツィアのユダヤ人が、シオニストを中心に、この時期の政治的に困難な諸々の事態にいかに対処しようとしてきたか、その軌跡はすでに見た通りである。苦渋の選択の末にポーランド議会に姿を現した東ガリツィア・ユダヤ人は、他の地域の同胞とともにユダヤ議員団を結成しながらも、その強い地域性を背景として、とりわけ旧ロシア領ポーランドのグループとの間で、激しい角逐をつづけてゆくことになる。「民族的少数派ブロック」に対する評価や二度にわたる大統領選挙への対応をめぐる相違などは、その後における両者の確執のはじまりにすぎなかった。双方のグループにおいて主導権を握っていたのはシオニストであったが、シオニスト同士での相克が、実はユダヤ議員団の歴史を特徴づけるものとなるのである。

ただし、旧ロシア領地域のシオニストと東ガリツィア・シオニストの間には、見解や戦術の相違はあっても、議会政治の枠組みの中で問題解決の方途を模索しようとする姿勢は両者に共通して見られるものであった点には、留意すべきであろう。戦間期に議会記者として健筆を振ったジンゲルの言葉を借りるならば、当時、「ポーランド・ユダヤ人の運命は

[権限が集中していた一筆者] 下院での議席数にかかっており、また社会的・民族的な諸変化もすべて議会の場で決められるというナイーヴな信仰が存在した¹⁴⁾のである。本来、ユダヤ人国家の建設という課題を一方に背負いながら、とりわけ居住する国家（ディアスポラ）の議会での活動に血道をあげるポーランド・シオニストたちの姿勢は、パレスチナにおける国家建設のための準備に全力を注ごうとする人々にとっては苛立ちと嘲笑の的となり、それは「議会シオニズム」(Sejmzionismus / Syonizm Sejmovy)とも称された。第一議会の始まりは、すでに憲法制定議会において見られた「議会シオニズム」が本格的な展開を開始したときであったと言ってもよいであろう。そして、「議会シオニズム」は、グリュンバウムの率いるロシア領地域のシオニストとライヒを指導者とする東ガリツィアのグループの対立を内包しつつ、以後、ポーランド議会政治の一端を成してゆくのである。

- 1) W Kole Żydowskim, "Chwila", nr 1359, 19 XII 1922, s. 1.
- 2) Stanowisko Żydów, "Gazeta Warszawska", nr 345, 18 XII 1922, s. 5; Przed otwarciem Zgromadzenia Narodowego, "Słowo Polskie", 19 XII 1922, s. 1; Przed wyborem Prezydenta Rzpltej, *ibid.*, 20 XII 1922, s.1.
- 3) Stanowisko Żydów, "Gazeta Warszawska", nr 345, 18 XII 1922, s.5; Przed wyborem nowego Prezydenta, "Kurjer Poznański", nr 290, 19 XII 1922, s. 3.
- 4) Rezolucja Koła Żydowskiego, "Chwila", nr 1360, 20 XII 1922, s. 1.
- 5) *Ibid.*
- 6) Dr. Henryk Rozmarin, Koło Żydowskie a wybory na Prezydenta Państwa, *Ibid.*, nr 1361, 21 XII 1922, s. 1.
- 7) Troskliwość marszałka Rataja, *ibid.*, nr 1362, 22 XII 1922, s. 2.
- 8) 筆者は、以前2度目の大統領選挙の際に「ユダヤ人議員は、結局、投票には加わらなかった。」と記した。拙稿「ポーランドの政治言語における『ユダヤ人』」321頁。しかし、その後の研究の中でそれとは異なる結論を得たので、本稿における叙述のように訂正させていただきたい。
- 9) "Chwila. Nadzwyczajne wydanie", 20 XII 1922; Troskliwość marszałka Rataja, *ibid.*, nr 1362, 22 XII 1922, s. 2. ただし、実際にユダヤ人議員が一致結束してヴォイチェホフスキに投票したかどうかについては知る由もない。ただ、この点に関して興味深いのは、ヴォイチェホフスキに投票したくないユダヤ人議員16名が白票を投じ、さらに「恐らく一部の[ユダヤ人一筆者]議員はモラフスキに投票した」と報じている社会党の機関紙『ロボトニク』

の記事である。Jak głosowało? "Robotnik" nr 349, 21 XII 1922, s.1. 前章でも触れたように、最初の大統領選挙でも、右派の候補として一時名が挙げられたモラフスキは、一部のユダヤ人にとっては、ヴォイチェホフスキ以上に好ましい人物であり、むしろモラフスキに投票するユダヤ人議員がいたとしても不思議ではない。外部に対してはユダヤ議員団の結束を示そうとする東ガリツィア・グループの意向とは別に、実際の投票行動におけるユダヤ人議員の足並みは揃っていなかったのかも知れない。

- 10) Żydzi na Narutowiczem *ibid.*, nr 1351, 11 XII 1922, s. 1.
- 11) Stanisław Wojciechowski, *ibid.*, nr 1362, 22 XII 1922, s.1-2. 例えば、大統領選出後のヴォイチェホフスキは、次のように紹介されている。「外国人[民族的少数派一筆者]の問題に対しては否定的な立場をとってはいたものの」、「ユダヤ人の市民的諸権利の保障に対する理解を示し」、また「彼の名は、ガリツィアのユダヤ人にとり困難な時期に、[内相として一筆者]それによって一度ならず感情の激発が抑制され緩和された数多くの通達を発した」と結びついている。
- 12) ユダヤ議員団の総裁トーンによれば、ピウスツキの側近を通じて内々にヴォイチェホフスキ支持の呼びかけがなされたという。Ozjasz Thon, Z rozmyślań..., s.4. なお、大統領の再選挙に先立ち、ピウスツキ派の人々が民族的少数派に対してヴォイチェホフスキ支持工作を展開していたことは周知のことであった。Kto zostanie Prezydentem Rzeczypospolitej Polskiej? "Chwila", nr 1361, 21 XII 1922, s. 1.
- 13) Delegaci Koła Żyd. U nowego Prezydenta, *ibid.*, nr 1362, 22 XII 1922, s. 2.
- 14) B.Singer, *Od Witosa do Ślawka...*, s.114